

(別紙)

## 三重県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

### 1 趣旨

厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(以下「国指針」という。)の一部改正をうけて、より一層、三重県の実情に応じた指導・運用を行っていくために、国指針の改正の趣旨及びこれまでの指導等を踏まえ、「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」の一部改正を行うこととした。

### 2 主な改正点

#### (1) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

#### (2) 既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法(平成30年法律第67号)において、戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設(有料老人ホームを含む)として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

#### (3) 老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第135号)の施行を踏まえた重要事項説明書の改正

老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

#### (4) その他

国指針の改正を踏まえ、重要事項説明書の規定を整備することとした。

##### 【4. サービスの内容】

介護サービス内容

・特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無の記載欄の変更

(令和6年度の加算項目に合わせる)

#### 医療連携の内容

- ・協力医療機関の協力内容内の記載欄を追加
- ・新興感染症発生時に連携する医療機関の記載欄を追加

#### 【5. 職員体制】

##### 夜勤を行う看護・介護職員の人数

- ・夜勤帯の設定時間の記載欄を変更

#### 【10. その他】

- ・高齢者虐待防止のための取組の状況の記載欄の追加
- ・身体的拘束等の適正化のための取組の状況の記載欄の追加
- ・業務継続計画の策定状況等の記載欄の追加

#### 【別添2】

##### 介護サービス

- ・口腔衛生管理の記載欄を追加

### 3 施行日

令和6年12月1日